

第22回京都地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成22年11月30日午後1時30分から午後4時40分まで

2 場所

京都地方裁判所第1裁判員候補者待機室

3 出席者

(委員)

河村貞枝，小林千洋，佐藤隆，杉田洋，松本久美子，水谷義則，村山素子，
依田建吾，池上哲朗，早川幸延，松本芳希，山下寛

(事務担当者等)

井土正明，小森友幸，福本明弘，田宮秀樹，堀正博，巽信裕，安村義弘，坂
本靖史，荒木健二

4 議題

司法をより身近で利用しやすいものとするための方策について

5 議事

(1) 開会

(2) 委員異動報告

事務担当者から，早川幸延委員及び佐藤隆委員が新たに任命された旨の報告
があった。

(3) 委員長あいさつ

(4) 議事

ア 司法をより身近で利用しやすいものとするための方策についての説明

(ア) 京都簡易裁判所の取組み（井土裁判官外事務担当者）

(イ) 弁護士会の取組み（池上委員）

イ 意見交換

司法をより身近で利用しやすいものとするための方策について意見交換
《発言者；■＝委員長，○＝委員，◎＝井土裁判官，□＝事務担当者等（井土裁判官を除く。）》

- 一般の国民からすると，裁判所も弁護士も敷居が高いという気持ちがあると思うが，今日の説明を聞いて，両方とも開かれた窓口を検討して，よくなっているという感じがした。
- 10月7日に裁判所が開催した調停制度に関する説明会に参加した。その中で模擬調停も見せていただき，簡易裁判所で行われている調停がどういふものかということがよく分かったし，参加者は熱心な方が多く，楽しい雰囲気です，硬いところを柔らかく受け止めて帰ることができた。こういった広報活動をさらにしていただきたい。
- 裁判所から通知が来ても，怖いから開けられなかったと言って，異議申立期間が徒過してから消費者生活センターへ相談に来るような人が大変多い。アクセスはしやすくなったと感じているが，そういった情報が届かない人にも簡易裁判所の調停等を知っていただきたいと思う。
- 情報発信をしても届かない方に，どうやって情報を届けていくかということ是非常に難しい。
- 何年前かに沖縄のドラマがあったが，住民が自分たちの裁判所だという感じがすごくよく出ていて，とてもよかった。身近に簡易裁判所があつて，みんなが平等に受けられるようになってほしい。
- 簡易裁判所は全国に438箇所あり，そこで日常生活に伴うような身近な紛争を申し立てることができるようになっている。ただ，いきなり裁判所に来られる方は少なく，自治体や警察等へ相談に行つて，そこで裁判所ではこういう手続があるという紹介を受けてから来られる方が実際には多いのではないかと考えている。最近は，法テラスができて，まず法テラスに行く方も増えてきたとは思いますが，そういう意味では相談機関にきちんと

裁判所の解決手続をお知らせしておくことが大事だと思っている。

○ 京都簡易裁判所における民事訴訟の新受件数が、平成20年、平成21年と増えているが、これは、テレビ番組等もあって、自分もやってみようという意識の高揚でこういうふうに件数が増えているのか。

◎ 貸金業者が債務者相手に貸金の返還を求めるといふ訴訟が増えていることと、逆に過払金の返還ということで、利息制限法を超える金利を業者側が長い間何年かにわたって取っていたが、その払い過ぎの利息を返してほしいという訴訟が最近多くなっていることの二つが、事件を増加させる要因と思われる。一般の市民の方からの訴訟提起はあるが、それが平成20年、平成21年に簡易裁判所にどんと増えてきたかという、そういう状態ではないというふうに理解している。

○ (裁判官委員)

地方裁判所も同じように民事訴訟が増えているが、その増加分の相当部分を過払金の返還請求が占めているように思う。

○ 支払督促が減っているが、これは、支払督促が減って訴訟の方が増えたということか。

□ 平成20年11月から、一定の種類の支払督促について、本来京都簡易裁判所に申し立てるべきものを、インターネットを利用して東京簡易裁判所に申し立てることができるようになったが、その影響で減少しているのではないかと考えている。

□ 全国的には支払督促の新受件数は減っていない。大手業者が督促手続オンラインシステムを利用して、今まで京都簡易裁判所に申し立てていた事件を東京簡易裁判所に申し立てたことにより、京都簡易裁判所の支払督促の新受件数が減ったということで、一定の種類の事件だけを合理化したという面がある。

■ 貸金、立替金、電話料金といったような定型的な事件を業者が一括して

東京簡易裁判所にオンラインシステムを利用して申し立てるといった形になった頃から京都簡易裁判所においても支払督促が減っている。

□ 全国の支払督促の新受件数は、平成19年が約36万件、平成20年が約39万件、平成21年が約42万件というふうに順次増加している。

□ 全国の簡易裁判所民事訴訟の平成21年の新受件数は、約65万件である。

■ 最高裁の判例で、いわゆるグレーゾーン金利については返還請求できるようになったことから、地方裁判所、簡易裁判所とも急激に民事訴訟が増えたが、過払金の返還請求を除いた日常生活の紛争については、横ばいか若干増えているぐらいかなという感じがする。

○ 広告を見ると、弁護士や司法書士がすごく増えているような印象があるが、過払金の返還請求が増えたことによって、裁判所では他の対応に影響が出ていないのか。

○ (裁判官委員)

過払金の返還請求事件というのは、他の訴訟事件と違って、いつ払ったかということで争いになることが非常に少なく、あまり証拠調べをすることは少ない。また、最高裁の判例等が幾つも出ているので、それに従って当事者双方で話し合い、解決して裁判を取り下げるといったようなケースが非常に多く、判決までいかない事件というのがかなり多い。

○ 件数ほどの影響はないということか。

○ (裁判官委員)

そのままストレートにはきていないというのが事実だと思う。

■ 弁護士人口が増えてきたことが今後どういう影響をするかということは、今よりはこれから少し先の話かなと思う。ただ、そうは言っても弁護士人口の増大に伴い、事件数の増大はおそらくあるので、長期的な見通しを考えないといけない。また、過払金の返還請求事件に代わる事件が出てくる

かもしれないという量的な増大のほか、事件そのものが難しくなっているという質的な増大もある。例えば医療訴訟、建築訴訟、先端技術に関わる訴訟、経済の関係でも国際取引や先端的な取引に伴う訴訟がこれから多々現れてくると思われるが、それに裁判所がどう対応していくかという問題がある。質的な増大の問題については、専門的な知識を必要とするということで、裁判所として紛争解決機能を高めるための議論をし、新しいやり方を考えている。また、適正迅速に事件を解決することも利用しやすさの大きな要素であり、審理を充実させて、かつ、速く解決しないといけないという問題もある。10年ほど前の民事訴訟法の改正で、弁論準備手続で主張及び争点の整理をして集中証拠調べを行うという訴訟運営となった結果もあると思われるが、平成元年から平成21年までの20年間の推移を見ると、地方裁判所の民事事件の平均審理期間は、事件全体では以前は12.4か月かかっていたのが6.5か月となり、両方の当事者が出てきて争いになる対席の事件は、以前は20.1か月かかっていたのが10.8か月と、審理期間が随分短くなってきている。そういったことも利用しやすさの一面であり、裁判所としては弁護士と協力しながら訴訟運営の改善を行っているところである。

- 支払督促について、クレジット会社や金融業者からの相談は多いのか。
- 窓口での相談はほとんどない。
- 申立件数は多いのか。
- 京都簡易裁判所では、平成21年で約56パーセントが貸金業者や信販業者等の業者が起こした事件である。
- 簡易裁判所には消費者金融業者や信販会社等の業者が訴額140万円に満たない事件を大量に持ち込む一方で、日常生活に伴う国民にとって身近な紛争も持ち込まれるというところに簡易裁判所の特徴がある。そういう身近な紛争は、金額的にはそれほど大きくないことから、弁護士に頼んで

いると費用が大変だということで、本人で訴訟をする方が多く、その場合には窓口で対応して訴状の書き方を説明している。ただ、紛争によっては白黒を付けるよりは、人間関係や感情の問題もあって話し合いで調停の申立てをするということもある。そこで裁判所側は、中立公平な機関であることから、いろいろと手続の説明は行うものの、最終的にどの手続を選択するかは窓口に来た人に決断していただいている。法律相談のつもりで来て結論を聞きたいという人もおり、裁判所が維持しないといけない姿勢と来庁者の期待とがずれることがあるが、そこは理解が得られるように丁寧に説明している。

- 消費者被害による督促の場合、消費者が借金するに至った事業者の悪さがある。訪問販売でたくさん教材を買わされた方が、「クーリングオフをしたい。」と言ったにもかかわらず、事業者から「しばらく使っておいて、それで嫌だったら、そのときに解約してあげます。」と言われて払わないでいたところ、督促を受けた。それで、異議申立てをしたが、消費者がきちんと法的にどういったところが問題だということを答弁書等を書くことができないということがあった。消費者によっては相談する場所も知らないし、仕方がないと言って本当は払わなくてもいいようなものまで払っている人がたくさんいるのではないかと感じている。
- 裁判所から送付されてきた書面については、封を開けて、中を見ていただきたい。全面的に負けるようなケースであっても、裁判官の方で話し合いのきっかけを作ったりすることがあるので、窓口に行くように呼び掛けていただきたい。
- 期日が終わってから相談に来る人もいる。一般の方からすると、裁判所から文書が来たら、本当にびっくりするだろうと思う。
- 裁判所における相談では、付添いが一緒に行くことができるのか。消費者の中には自分で相談したいことが分からないような方がたくさんいる。

法律用語は大変難しく，通訳がいるので，だれか付添うことができるのか。

- 申立てなどの手続相談の場合，付添いは全く問題ない。
- 相談に来られた方の中には，まず結論を言えと怒られる方が結構おられるが，裁判所の相談では結論は言えないので，そこが弁護士や司法書士との相談とは違うところであり，その点を御理解いただきたい。
- ◎ 地方裁判所では，民事事件は弁護士でないと代理ができないが，簡易裁判所では，弁護士のほかに，140万円以下の場合には認定司法書士も許可なく代理ができることになっている。さらにそういった資格を持たない方でも，例えば成人以上の夫婦や親子といった家族間であったり，会社と従業員との間では，代理が可能である。つまり夫が当事者であるけれども会社勤めで裁判所に行けないというときに妻が夫の代わりに代理人として出頭して行動することは許可さえ受ければ可能であるし，会社の事件で，責任ある人が来て，会社のために代理することを裁判所は許している。それは，そういう関係のある人の間には，本人のために行動することが社会常識上当然で，自分の私腹を肥やすために行動する人は普通いないと考えられるからである。ただし，その許可がよくないと認めれば，裁判所はいったんした許可を取り消すことがある。例えば代理として出頭したが，裁判官の質問に答えられないなど，その人を代理人にしておく本人のために悪いと分かれば許可を取り消して本人に出頭を求めることがある。簡易裁判所は，訴訟でも調停でも代理ということが地方裁判所よりも緩やかに簡易の手続で可能である。申請は，本人が妻を行かせるからとか，息子にやらせるからというようなことを書いて，500円の収入印紙を貼って提出していただくことになるが，その許可願いの用紙はどここの裁判所にも備えている。内容的な勝ち負けとか，手続の見通しの相談はできないが，手続案内はできるし，訴状等の用紙もあるので，悩みの点があれば遠慮なく裁判所の窓口に御相談いただきたい。

- 平成24年度から中学校のカリキュラムが変わり、また小学校は平成23年度から指導要領が変わるが、その中でできるだけ法に、あるいは将来の職業として、弁護士や裁判官等ということの興味や関心を持たせるために、是非とも出前授業を広めていただきたい。子供たちは、職場体験とか、インターンシップということで、例えばホテル関係やマスコミなど、いろいろな業界に大変お世話になって、自分は将来こんな職業につきたいという夢を持っているので、将来の司法関係に進むような子供を育てるという観点で出前授業をお願いしたいし、子供たちが見学をしたいというときには是非とも希望を叶えてあげてほしい。
- 窓口備付け訴状等一覧を見たが、非常に丁寧で、記入例もうまく書かれていた。公式な文書は書きづらいとか、苦手とか、とっつきにくいということがあるが、非常に簡潔明瞭だと感心した。
- 悩みを持っている子供や被害に遭う子供が非常に多いが、家庭の中で簡単に相談ができたり、被害に遭ったときに泣き寝入りやお金を支払ったりすることなく思いとどまって次の手が打てるようになるためには、できるだけ多くの情報であったり、体験だと思う。出前授業以外にも模擬裁判など、いろいろな方法があるかと思うので、学校現場への協力をお願いしたい。
- 情報発信の中で法教育的な部分としては、毎年夏休みに主に小学校高学年を対象に模擬裁判を実施している。すぐに申込みを締め切らないといけなくらい参加希望者が非常に多い。出前講義はやっていないわけではないが、裁判官は人数が少ないので、広報をしてどんどん引き受けるとなると、大変なことになる。学校の数を考えると、どこまで受け入れることができるかは難しい問題である。
- (弁護士委員)

弁護士会としても費用を出張先の学校に負担していただくというのは中

々こういう制度が広まっていけないだろうということで、基本的には無料で派遣させていただくということを今考えている。また、これまで委員会活動は無償で行っていただくことが大原則だったが、やはり法教育にきちんと取り組まないといけないということで、日当的なものを支払って、今力を入れて取り組んでいる。消費者のインターネットに関する問題とか、学校を卒業したらすぐに直面するような問題をよく知っていただくということと、法教育、法律とは何かという小難しい話をするわけではなく、例えば町内会でゴミ置き場をどこに作るかということ、3チームぐらいに分かれてメリット、デメリットを考えて、それぞれが提案をすると、要するに利害が対立する複数の方同士の間でどうやって意見を調整していくのか、落としどころをどう見つけるのか、それがまさに法律を考えることなのだというような教材ビデオを日弁連等で作っていて、そういったことを説明して、法律とか、裁判といったことを普段から考えていただく。それが将来的には例えば弁護士のところへ、あるいは裁判所へ行きやすくなる、あるいは裁判員制度で裁判員として司法に参加していただくところの非常に基礎的な部分になるのではないかとということで、弁護士会としてもそういう取組みをこれからしっかりと行っていかないとはいけないだろうと考えて、行っているところである。学校で弁護士を呼んでほしいということを生徒から発信していただけると、弁護士会としては喜んで派遣させていただきたいと思っている。

- 若い人たちは聞けばいいことまですぐにインターネットで検索をするような世情なので、それを利用しないというのはもったいないように思う。相談をどうしていいのかが分からないときにブログを見るのではなく、きっちりとした機関である裁判所や弁護士会から、こういう相談に乗れるという情報をインターネットで発信していただけたら、訴訟が身近なところに来ているということが分かりやすいと思う。雇用の問題等で困っている

人はたくさんいるので、例えば解雇されたときに裁判所ではこういう対応ができるとか、相談はどこへ行けばいいというような情報を是非発信していただきたい。

○ ネットが増えていて、何が正しい情報なのかが分からないというところが一番の問題で、弁護士会でも、裁判所でもホームページを分かりやすくするというのは当然必要である。次にどうやってそこにアクセスをさせるかという問題であるが、単にお金を払って検索エンジンのトップに持ってくるということではあまり意味がないので、どういうところにアプローチをかけていくと、結果的に広がっていくのかということを考えていかないといけない。その一つの方法としては、若いうちに裁判官や弁護士が来て、何か話をして、そういうのがきっかけで、そこにアクセスというか、信頼ができるということもあると思う。

■ ホームページに限局して言えば、ホームページを使い勝手のいいものにしていくことが重要であるが、御指摘のとおりそこへどうやってアクセスしていただくかという問題もある。それとは別な話になるが、揉め事や悩み事を抱えた方がまずアクションを起こして、どこかの相談機関に行ったときにその相談機関が、その揉め事、紛争はどこに行けば一番適切な解決がされるかということを本当は知っていないといけない。そこで適切な振り分けができないといけないが、紛争を解決する機関は裁判所のほか、民間のADRや自治体など、いろいろとある上、解決の仕方も機関によって異なる。裁判所では基本的に白黒を付けてしまうが、調整型の相談機関もあれば、あまり踏み込めずに相談止まりの機関もあって、どこで紛争を解決すればいいのかというのは中々分かりにくい。そこで司法制度改革を経て作られたのが法テラスである。法テラスは総合的な情報提供機関として位置付けられ、できるだけあらゆる紛争解決機関の情報を集めて情報提供をするという役割を担わされており、それが十分に機能しているかが問わ

れている。ただ、裁判所としても、他の相談機関にきちんと情報提供をして、裁判所に来るべき人物が来るように連携を保っていくことが大切であると思っている。

○ 法テラスは、どの程度認知されているのか。法テラスが上手に機能すれば随分違うと思う。

○ (弁護士委員)

法テラスからは、認知度が非常に上昇していて、40パーセント近くまで高まっていると聞いている。法テラスはテレビでコマーシャルを流したり、パンフレット等を作ったりして、非常に広報活動に力を入れている。各単位会の弁護士は、法テラスに行って相談をしているので、法テラスの認知度が高まることは弁護士会にとっても望ましいことではあるが、弁護士会でも法テラスの指定相談場所になって無料の法律相談ができるということをもろ行政の方があまり知っていないというのが弁護士会的には問題であると考えている。例えば地方では、法テラスの地方事務所の相談は2か月先まで予約でいっぱいであるが、弁護士会の方の相談センターはあまり相談が入っていないという状況が生まれており、弁護士会としても行政の窓口の方に弁護士会でも無料相談できるとか、いろいろなサービスを提供しているということを知っていただくことが非常に重要であると考えている。まず相談に行く窓口というのは警察や行政が多いと思うので、そういった窓口の方にいろいろなサービスのほか、良し悪しやどういう選択肢があるかということを適切に知っていただいて、アドバイスをしていただくために、定期的に行政の方と協議会等を開催して、お互いに知識や情報を共有して、より市民にとって利用しやすいようなシステムを作っているところであるが、残念ながらまだ弁護士会的には広報は非常に不十分であると思っている。

○ 今、公的医療機関で一番問題になっているのは未収金で、数年前から非

常に増えてきて、支払督促や少額訴訟を利用させていただいている。その中には病院に行ってもお金を払わなくてもいいと思込んでいるような確信犯もいるが、差押えの対象物は債権者が調べないといけないのか。

□ 強制執行については、不動産執行や動産執行など、幾つかの手續があるが、債権者の方で財産を調べて、手續を選択していただかないといけない。

○ 最近は年間で数千万円に上っており、相当深刻な問題である。窓口の対応が悪いということで、お金を払わずに帰る人が非常に増えてきて困っている。ただ、支払督促等を利用して、裁判所からの手紙が行くと、病院からの手紙と違って、分割払いでいいかという相談もあり、少しは効果がある。

□ 支払督促の場合は異議の申立てができるので、割と事実関係に争いが無い事件が向いていると言われている。

○ (裁判官委員)

異議が出ると、そのまま訴訟に当然に移行してしまうので、普通にやらないといけないことになる。

□ 債務者が争っていない場合には支払督促が一番簡便である。

○ (裁判官委員)

クレジット会社や信販会社は、債務そのものに争いがなく、何らかの事情があつて払っていない債務者が多いということで、支払督促をよく利用していると思う。

○ 無銭飲食が非常に多いが、強制執行は手間が掛かるので、できない。最終的に泣き寝入りではないが、持久戦でそういうふうになっているというのが現状である。金額は10万円程度であり、一番難しいところで、悩んでいる。ホテルの場合、いろいろな手口がある上、あっちこちでやり続けているというのが結構ある。

◎ 支払督促にしても確定すれば判決と同じ執行力がある上、それが法的に

適正な権利として裏付けられ、しかも時効が10年に延びるという面があるので、少し手数料は掛かるが、それに見合うだけの正当性は確保できる手続になっている。それですぐに実効性があるかという点、必ずしもそうではないが、法の手続に則って権利義務を明確にさせることは非常に重要なことであり、利用していただいて、長い目で見れば決して損なことではない。今の世の中は法的な裏付けがなく、強引にやると取立てが強要罪になるとか、逆に告訴を受けるとか、そういう危険性があるので、できるだけ法的な手段でもってやっていただいて、その蓄積の中で権利の実行をあらゆるようないろいろな対応を取っていただければよいのではないかと簡易裁判所では思っている。

○ 前回の委員会以降、検察の問題等もあって、司法制度が根幹から揺らいでいて、普通の人間はものすごく不信感が強いと思う。法科大学院の不人気、経営難も含めて、普通の人間にはちょっと司法というだけで近づきにくいというか、その近づきにくさが不信感というものが大きい。そういう意味では若年層のところからというのは重要なことかと思う。オーバードクターで長年ずっと就職がないまま非常勤などを探したりしているという就職難の現実が身近にあり、そういう深刻な問題が生じている現状と経済的な問題からすると、訴訟件数がこんなに少ないのという印象である。司法が本当に身近ということであれば、もっと相談に行くのではないかと思う。やはりすごく遠い、あまり身近でない状態ではないかという印象である。アカデミックハラスメントを我慢しているような人がいっぱいいて、相談するところがなく、解決もできない。これが現状ではないかと思う。司法の立場でももう少し本当に困っている人たちが身近なものになるような工夫や発信が必要ではないか。

■ 背景にある大きな問題だと思う。裁判所としては、もっと身近な存在になるように、問題や紛争を抱えた方がちゃんとアクセスできるようにして

いかないといけないと思っている。

○ 通訳が必要な外国人の問題で、すごく時間を取られているという新聞記事が出ていた。裁判員制度導入ということもあると思うが、裁判、司法全体に関する記事がものすごく多い。広い意味では身近になっているというか、どうして立て直していくのかとか、そんなことを感じながら新聞記事を読んでいると思う。もうちょっと抜本ではないけれども、簡易裁判所の問題だけではないと思う。

ウ 前回委員会における意見交換を踏まえての裁判所の取組状況報告

労働審判手続における京都地裁の平均審理期間が全国平均より長いのではないかという意見について、既に処理が終わった事件の審理状況を分析するなどして、なお一層事件の迅速処理に努めていきたい。また、裁判所が行う労働審判手続と労使紛争についての行政機関が行う斡旋手続や弁護士会等が行っているADRとの間で窓口の整理が必要ではないかという意見について、労働審判制度の特徴について広報活動の充実に努めるほか、労働紛争の解決に向けて関係機関との連携を密にし、関係機関との協議等を通じて検討していくなどして、認知度を高めていきたい。

エ 次回のテーマ

裁判員裁判の運用状況について

オ 次回開催日

平成23年3月28日

以上